

Q4

卒論指導をしていて、なかなか進まない学生に「次回はしっかりまとめてこなければ今後指導はできない」「これではとても卒業させられない」と言ったところ、その学生が「アカハラを受けた」と事務室に相談に行ったようです。これはハラスメントになるのでしょうか。その学生は特定の下級生に対して、意図的に仲間はずれにしたり嫌がる言動をして、下級生の学習意欲を低下させているように見えますが、むしろその学生のほうに何らかの対応が必要ではないでしょうか。

A4

たとえ叱咤激励のつもりであっても、「指導できない」「卒業させられない」といった発言は、それが指導教員からの不当な拒否や圧力と学生に受け取られた場合には、**アカデミック・ハラスメント**となります。指導する（権限を持つ）立場にある者は、常に自分の言動が「教育上適切なものか」「学生の人格を傷つけていないか」と意識しておかなければなりません。この例の場合も、「卒業をさせる・させない」という権限が教員個人にあるわけではないのは明らかなので、「このままでは卒業が難しいのではないかと思う」という表現に留めるのが適切な対応だと考えられます。相談を受けた事務室としては、そのことを念頭に置きながら、まずはその学生と指導教員との関係修復に向けた対応を学部・学科で行い、そこでの解決が難しいと判断された場合には学生部と連携を図っていく必要があります。

また、この学生のように、先輩という優位な立場にある者が後輩の生活環境や学習意欲を著しく阻害するような不適切な言動を行うことは、それが意図的であるか否かは問わず、**パワー・ハラスメント**、あるいはいじめとすることができます。これらに性的な要素が加わったものが**セクシュアル・ハラスメント**であり、それらを総称して**キャンパス・ハラスメント**と呼びます。

ただし、学生間で起きていることの場合、教職員からは**パワー・ハラスメント**だと見えたとしても、まずは二人の関係に目を配り、被害者と思われる学生の話聴き、しっかり支えてあげてください。周りの支えを得ることで、学生は自分の不快な思いや意思をはっきり表現できるようになることもあります。自分の思いを話し、教職員の支えを得て安定することで、直接両者間で解決の可能性が出てきます。あるいは、上級生の行為が目に残る場合は、人生の先輩・指導者として教職員からアドバイスすることで上級生が態度を改め、解決への道が開かれることもあります。

このように二人の関係の中で解決する方法を探っても、どうしてもうまくいかないときは、学生部に相談してください。あるいは、被害を受けている学生が不安感や恐怖感を強く抱いていて、他の人に知られたいと思わずに詰めているときは、学生相談室へ行くように勧めいただくか、一緒に来室してください。学生相談室では、ハラスメントについても通常の守秘義務を守った形でまずは相談を受けます。その上で、被害者としてハラスメントの苦情を申し立てるという意思確認ができた場合は、学生部につなぎ、その先は**キャンパス・ハラスメント防止対応委員会**による苦情相談・対応の手続きに則って、対応を進めていくことになります。

教職員がこのようなハラスメントの加害者にならないためには、まず相手の立場になって考えてみることです。しかし、生活環境も年齢も考え方も異なる相手の立場になることは、そう簡単ではありません。そこで、**案外役に立つのは自分について客観的に考えてみる**ことです。自分の性質や行動パターン、思考方法の特徴などに思いを巡らせてみると、周りとの違いに気づき、「自分の言動は相手を傷つけてしまうことがあるのかもしれない」と思い当たることがあります。日頃からそのような習慣を身につけ、自分の考えを周囲の人に聴いてもらうようにしておくことで、ハラスメントの加害者になることを防ぐことができます。